

業務委託仕様書（企画提案用）

1 業務の目的

愛知県女性相談支援センターにおいて一時保護または一時保護委託したDV被害者等に同伴する児童（以下「同伴児童」という。）については、安全確保等の理由から学校への通学が困難な状況にある。そのため、一時保護している施設に児童の学習を支援する者（以下「学習支援員」という。）を派遣し、学習機会の保障を行うことを目的とする。

2 事業の実施方法

（1）学習支援員の要件

派遣する学習支援員は、次のいずれかのものとする。ただし、エについては、書面により受託者から愛知県に協議すること。

ア 教員として従事した経験を有する者

イ 大学において教員課程または福祉課程を修めたまたは専攻している者

ウ 学習塾や家庭教師等学習支援経験のある者

エ 学習支援事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると委託者が認める者

（2）学習支援員の派遣決定について

①愛知県女性相談支援センターは、学習支援員が必要となった場合において、児童の人数、年齢、一時保護している施設、派遣希望日時等の必要事項を受注者に連絡し、学習支援員の派遣を依頼する。

②受注者は速やかに派遣する学習支援員の候補者を決定し、候補者の氏名、派遣可能日時等の必要事項を愛知県女性相談支援センターに連絡する。

③愛知県女性相談支援センターは内容を確認し、受注者と調整の上、学習支援業務の実施を決定する。

（3）学習支援の内容

①学習支援員は、同伴児童に対し国語、算数（数学）、理科、社会、英語等の教科学習等の支援を行う。

②必要となる教材は、受託者が予め準備する。

③対象となる同伴児童は、不慣れな場所での生活に対する不安感も大きく、不安定な精神状態にあることに加え、児童自身が対人関係や発達上の課題など、複雑な問題を抱えていることも多い。本事業実施にあたっては、対象児童や、同時に保護されている親の状態などを理解し、一人ひとりの状態に合わせた支援を実施す

ること。

(4) 県への報告

- ①受託者は、事業開始前に派遣可能な学習支援員の氏名、資格（経歴）等について「学習支援員一覧表（様式1）」を愛知県福祉局福祉部地域福祉課に提出することとする。また、派遣可能な学習支援員に変更があった際は、速やかに様式1にて変更後の一覧表を作成し、愛知県に提出すること。
- ②受託者は、学習支援時の児童の様子や学習内容について「学習支援日報（様式2）」により愛知県女性相談支援センターへ学習支援員の派遣の都度報告を行うこととする。
- ③受託者は翌月の10日（10日が休日の場合は翌平日）までに、当該月1か月分の業務内容について「完了報告書（様式3）」を愛知県福祉局福祉部地域福祉課に提出することとする。

3 派遣期間

契約日から2027年3月31日までの間で、愛知県が受注者と調整のうえ決定する日時

4 派遣場所

愛知県女性相談支援センターが児童を一時保護または一時保護委託している愛知県内の福祉施設等

5 事業の対象者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律または困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき愛知県女性相談支援センターが一時保護または施設に一時保護委託している者に同伴する児童（高校3年生まで）

6 その他

- (1) 受注者は、学習支援員の本業務への従事に関し、労働基準法を始め労働関係法規を遵守すること。
- (2) 対象となる同伴児童等や派遣先施設に関する情報については、業務遂行に必要な範囲に限り、必要な機関に対してのみ情報提供するものとする。